調理師法施行規則の一部を改正する省令

調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

（届出）

第四条の二　（略）

2　法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　住所

三・四　（略）

3　（略）

（受託団体による技術審査試験の実施）

第二十六条　（略）

2～5　（略）

6　受託団体が技術審査試験を実施する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十一条第二項、第二十三条第三項	厚生労働大臣に	受託団体の長を経由して厚生労働大臣に
（略）	（略）	（略）

改正前

（届出）

第四条の二　（略）

2　法第五条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者については、その国籍）及び住所

三・四　（略）

3　（略）

（受託団体による技術審査試験の実施）

第二十六条　（略）

2～5　（略）

6　受託団体が技術審査試験を実施する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて適用するものとする。

（略）	（略）	（略）
第二十一条第二項、第二十三条第二項	厚生労働大臣に	受託団体の長を経由して厚生労働大臣に
（略）	（略）	（略）